

コミュニティ創出支援業務委託仕様書

1. 業務名

コミュニティ創出支援業務

2. 目的

本市では、高齢者の単身世帯や孤立リスクの高い子育て世帯が増加しており、暮らしの中の共助機能の維持が喫緊の課題となっている。
本業務は、地域未来交付金事業「Re:ぶぜんプロジェクト」の核となる「つなぐ」「めぐる」「かわす」「ひらく」の4つの視点に基づき、多世代が自然に交流し、支え合えるコミュニティを創出することを目的とする。特に、暮らしと社会参画（役割・仕事）を一体的に捉え、地域内での「出番」を創出することで、住民のWell-being向上や、市内外において人と人が深く関わり続ける仕組みを構築することを目的とする。

※ 事業概要は、<https://www.city.buzen.lg.jp/sousei/rebuzen.html> 参照

3. 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画提案に基づき、本市と協議の上、詳細を決定するものとする。

(1) 地域のつながりと支え合いの創出・活性化支援

市民同士の自発的なつながりを促進し、継続可能なコミュニティの基盤を整備する。

① 住民主体の活動支援及び自走化に向けた体制づくり

- ・「子ども」「多世代交流」等をテーマとした住民活動の公募・選定および実施支援（10件以上）。
- ・地域拠点（公民館等）を活用した、活動のノウハウ提供やマッチング支援。
- ・令和9年度以降の自走（公的支援に頼り切らない運営）を見据えた、住民組織や担い手の育成・体制構築。

② 子育て世代や子どもの居場所・見守り活動の推進

- ・子どもの屋内遊び場や居場所づくりの啓発イベントの企画・運営（10回以上）。
- ・地域ぐるみでの「子ども見守り体験」等の実証を通じた、安心安全なコミュニティ形成。
- ・昔遊びワークショップ等の多世代交流イベントの実施（10回以上）。

(2) 地域での役割づくりと参加機会の創出・活性化支援

住民が地域社会に主体的に関わるきっかけとして、「仕事」や「社会貢献」を切り口とした体験機会を創出する。

※本項目については、本市が別途推進する雇用・労働関連施策と十分に連携を図り、役割分担を明確にした上で実施すること。

① 次世代および現役世代向け職業・活動体験プログラム

- ・子ども向け職業体験イベント（地域内事業者の協力によるもの）の企画・運営。
- ・大人向け職業体験・スキルアップセミナー（10回以上）の提供。

② 地域活動への参加促進とつながりづくり

- ・地域内の活動や役割を分かりやすく整理し、住民が参加しやすい環境を整備
- ・体験イベント等を通じた、住民同士や地域との新たなつながりの創出

(3) 活動結果の整理および効果検証（次年度展開を見据えた整理）

- ・実施内容、参加者数および参加者の属性（年代・居住地等）の整理
- ・参加者アンケートの実施および結果の取りまとめ
- ・各取組の実施状況（開催回数、参加状況、継続参加の有無等）の整理
- ・参加者の満足度や意見、参加状況等を踏まえた評価および傾向の整理
- ・事業の実施による効果（参加の広がりや地域との関わりの変化等）および継続的な関係につながった事例の整理
- ・本業務の実施結果を踏まえた課題および改善点の整理
- ・次回以降の実施に向けた留意事項および、地域住民が主体的に実施可能な運用方法の整理
- ・令和9年度以降に向けた継続的な実施方法についての提案を含む報告書の作成

4. 業務の進め方

- (1) 受託者は業務に先立ち、事業計画を策定し、本市との協議、本市の承認を得たのちに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、本市との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況、今後の進め方等を本市に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。

- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行い、処理すること。

5. 成果報告書の提出

本業務完了後、成果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 3部
- (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R） 1部

※なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品についての問合せ、その他の対応を求めることがある。

6. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、その損害賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本プロポーザルにより特定された企画提案の内容については、その内容を反映しつつ、協議の上進めるため、提案内容の全てが採用されるものではない。
- (5) 専門的な知識及び調査、仕様作成等が必要な場合は、本市と協議の上、再委託することができる。